



7)

[法第260条の2第3項第5号]

「構成員の資格に関する事項」において

は、区域に住所を有する個人が全て地縁による団体の構成員となり得ること、当該地縁による団体は正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと [法第260条の2第7項] を必ず定めなければならないものである。

(行政課長通知第5の7(3))

法第260条の2第7項に規定する「正当な理由」とは、その者の加入によって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする当該地縁による団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また、同条第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当に認められる理由がある場合をいうものである。

(行政課長通知第5の9)

法第260条の2第1項の許可を受ける地縁による団体の構成員は、該当団体の区域内に住所を有する個人に限られるが、このことは、区域内に住所を有する法人、組合等の団体が特別会員等になることを妨げるものではない。

(行政課長通知第5の6)

(会費)

第6条 会員及び特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入退会)

第7条 第5条第1項及び第2項に規定するもので、本会に入会しようとするものは、会長に文書でその旨を届出なければならない。

2 本会は、前項の規定による届出がなされたとき、正当な理由なく入会を拒んではならない。

3 会員及び特別会員が本会を退会しようとするときは、会長に文書でその旨を届出なければならない。

4 会員及び特別会員が第3条に定める区域内に住所を有しなくなったときは、本会を退会したものとする。

5 会員が死亡し、又は失踪宣告をうけたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 会長  | 1人 |
| (2) 副会長 | 2人 |
| (3) 書記  | 1人 |
| (4) 会計  | 1人 |
| (5) 監事  | 2人 |

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事とその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 書記は、会務を処理する。

4 会計は、本会の会計事務を処理する。

5 監事は、次の業務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること。

[法第260条の11] (監事)

[法第260条の2第3項第6号]

[法第260条の6]

(代表者)

[法第260条の11]

(監事の職務)

- (2) その他の役員職務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又はその他の役員職務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

#### 第4章 総会

(総会種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

[法第260条の2第3項第7号]

(総会構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

[法第260条の16]  
(総会権限)

(1) 事業計画及び予算の決定

(2) 事業報告及び決算の承認

(総会開催)

第15条 通常総会は、毎年〇月及び〇月に開催する。

[法第260条の13]

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(通常総会。少なくとも毎年1回開かなければならない。)

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

[法第260条の14]  
(臨時総会)

(3) 第10条第5項第4号の規定により監事から請求があったとき。

(総会招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

[法第260条の15]  
(総会招集。少なくとも5日前に通知しなければならない。)

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日〇日前までに

文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権)

第20条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 特別会員は、総会において、表決権を有しない。

(総会の書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

民法第65条の準用  
(構成員の表決権)

2 前項の場合における第18条及び19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録等)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第24条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議する事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第25条 役員会は、会長が必要と認めたとき召集する。

- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

- 3 役員会を招集するときは、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第27条 役員会には、第18条から21条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 別に定める財産目録記載の資産
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

(資産処分)

第30条 本会の資産で第28条第4号に規定するものを処分及び担保に供する場合は、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

「役員のお分の1以上」の役員には監事も含まれる

[法第260条の2第3項第8号]

<p>第32条 本会事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合の同様とする。</p>	<p>「過半数」以上の議決をすべきである。</p>
<p>2 会長は、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、前項の規定にかかわらず、総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p>	
<p>第33条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書及び財産目録等を作成し、監事の監査受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。</p> <p>(会計年度)</p>	<p>[法第260条の4] (財産目録)</p>
<p>第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	
<p>第7章 規約の変更及び解散</p> <p>(規約の変更)</p>	<p>[法第260条の3] (規約の変更)</p>
<p>第35条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、豊明市長の認可を受けなければ、変更することができない。</p>	
<p>(解散)</p> <p>第36条 本会は、地方自治法第260条の20により解散する。</p>	<p>[法第260条の20] (認可地縁団体の解散)</p>
<p>2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意をえなければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p>	<p>[法第260条の21] (解散の議決の要件)</p>
<p>第37条 解散に伴う残余財産の処分は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得て、豊明市に寄附するものとする。</p>	<p>[法第260条の31] (解散後の財産の帰属)</p>
<p>第8章 雑則</p> <p>(備付け帳簿及び書類)</p>	
<p>第38条 本会の主たる事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかななければならない。</p>	<p>[法第260条の4] (財産目録・構成員名簿)</p>
<p>(1) 規約</p> <p>(2) 会員名簿</p> <p>(3) 役員名簿</p> <p>(4) 許可及び登記等に関する書類</p> <p>(5) 総会及び役員議事録</p> <p>(6) 収支に関する帳簿及び証拠書類</p> <p>(7) 財産目録その他の資産の状況を示す書類</p>	

(8) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第39条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。